

検討対象事務評価シート

資料 2-1

1

法令に基づく事務

2 上水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 上水道の設置・管理に関する事務		区									
		都	○	○	○	○	○	○	○	○都の水道事業は、特別区のみならず多摩25市町の区域において事業を行っており、施設整備・維持管理も一体的に行っている。配水体制は、水系間の相互運用やバックアップにより、多摩地域を含めた都全体で水運用を行っており、給水区域ごとに分割して運用管理することは不可能である。 ○営業系など区域ごとに行っている定型業務については、既にほとんどが民間委託されている。財源のほとんどは水道料金の独立採算で、規模のメリットを生かして一体的に効率的な経営を行っており、仮に事業を分割して移管すれば、財政的にみても事業の効率性は低下し、都民の料金負担につながるばかりでなく、お客様サービスの低下にもつながることは明らかである。	都
(1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	<水源～給水所> ○水道水源林の管理 ○水源施設の設置・管理 ○取水・導水施設の設置・管理 ○浄水場の設置・管理 ○送水施設の設置・管理 ○水質管理(水源・浄水場)	区	△	△					△	○水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超える広域的対応が必要であり、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。 ○浄水場以降については、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の給水区域単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。配水施設などの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。	区
	*水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定	都									
(2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務	<給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理 ○配水施設の設置・管理 ○給水装置の検査 ○水質管理(給水栓) ○水道の使用にかかる受付(開始・中止) ○使用水量の算定 ○水道料金、下水道料金の徴収	区								○本来基礎自治体の事務であり、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。	区
	*水道法で規定する水道事業(上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く)に関する事務を想定	都									

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 1 中区分 2 小区分

事業名		上水道の設置・管理に関する事務		＜ 考え方 ＞			
担当局		水道局					
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○東京都水道事業は、特別区のみならず25市町の区域において水道事業を実施しており、施設整備・維持管理も区部・多摩を含め一体的に行い、配水系統は各特別区や各市町の行政区域にかかわらず一体的な水運用を行っている。</p> <p>○浄水場以降の配水体制は、給水区域を明確に分けているわけではなく、水系間の相互運用やバックアップにより多摩地域を含めた都全体（未統合の市町を除く）で水運用を行っており、給水区域ごとに分割することは不可能である。</p> <p>○営業系など区域ごとに行っている事務については、既にほとんど民間委託されており、受付など窓口業務は、センターで集中処理している。将来的にも効率的な事業運営のため、コア業務のみを直営とし、準コア業務は監理団体、定型業務は民間委託により、公共性と効率性を両立させながら事業を「一体的に」運営する体制を構築中である。</p> <p>○水道事業は地方公営企業であり、常に企業の経済性を発揮することが求められている。東京都水道事業は規模のメリットを生かして一体的に効率的な経営を行っており、財源のほとんどは水道料金による独立採算である。仮に事業を分割して移管すれば、事業の効率性は低下し、都民の料金負担が増えることにつながる。</p> <p>○都における多摩地区水道の一元化は、我が国における広域化のモデルケースとなっており、全国的にみても「水道事業を細分化したほうが効率的であり、地元で密着したきめ細かなサービスを提供できる」という事例はなく、広域化の方向にある。</p> <p>○実際の多摩地区水道一元化では、当初は営業系事務や施設の維持管理等は各市町が執行することとしたため、広域水道のメリットを生かしたお客さまサービスや給水安定性の向上が発揮できない状況となり、その状況を受けて、現在事務委託を順次解消しているところである。市町で分割して執行していたときと都が一括して執行するのでは、経費面の効果は年間約40億円と試算している。</p> <p>○「移管すべき事務を選定するための基準」で定める7項目の評価は左記のとおりである。</p> <p>○以上のことから、都が引き続き水道事業を行うことが都民区民の利益に適うものと考える。</p>				
	チェック	理由					
	○	水源の確保や広域的施設整備、バックアップ機能の強化など、都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとして区域にかかわらず整備されており、今後も安定給水を確保していくためには、都が広域的に処理することが最も効率的であり有効である。					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。						
	チェック	理由					
	○	施設整備や水運用、料金の徴収等の業務を一体的に実施することで、効率的な事業運営を実現しており、特別区へ移管した場合には、事業の効率性が低下し、都民の料金負担が増えることになる。					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
	チェック	理由					
	○	水道事業の運営には、ダムや浄水施設等の維持管理、水質管理、管路の整備、配水調整、漏水防止など、高い技術とトータル的な活用が必要とされるため、これらのノウハウを有しない特別区が各区ごとに人材を確保・育成し処理することは困難である。					
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
チェック	理由						
○	行政区域にこだわらず、地域の高低差利用などを考慮して、合理的・効率的な配水・給水となるよう一体的な施設整備が配備されている。今後とも安定給水を確保していくためには、都が一体的に処理することが必要である。						
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
チェック	理由						
○	東京の水道はこれまで、一体の施設として整備がなされてきており、大都市東京の基幹インフラである水道の機能を十分に発揮するためには、一元的な水運用や施設整備が必要である。また、大都市東京においては、発災時における給水の確保や都市インフラの迅速な復旧が重要であるが、効果的に実施するためには都が一体的に処理する必要がある。						
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
チェック	理由						
○	水道法第6条第2項の規定により、水道事業の経営は原則として市町村が行い、市町村の同意を得た場合に限り市町村以外の者も水道事業を営むことができることとされている。また、同法第49条の規定により、特別区の存する地域では、都を市町村と同様に扱うこととされている。よって、特別区においては都が水道事業を行うこととなっている。						
(7) その他特段の事情があるかどうか。							
チェック	理由						
○	水道事業の運営基盤強化を図るため、平成16年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」において、「都道府県が広域化計画を策定し、ソフト統合等の新たな概念による広域化を推進」することとなっており、都における多摩地区水道の都営一元化は、我が国における広域化のモデルケースとなっている。						
		総合評価					
		都	区	保			

検討対象事務評価個票

〔区〕

1

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名		取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超える広域的対応が必要であり、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○浄水場以降については、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の給水区域毎に複数区による共同処理を行うことで、対応可能と考えられることから、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●浄水場以降については、給水区域毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。</p> <p>●現行の給水区域単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。</p> <p>○特別区の区域においては、「市町村」を「都」と読み替えることとされているが、水道事業は「市町村以外のもの」も担えることとされていることから、法令上の制約はないと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>●浄水場以降については、地域に密着して配置されている施設であり、配水施設などの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。</p> <p>○共同処理の方式、水道料金のあり方、給水区域間の連携、事故発生時の広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		水道局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	水源の管理及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超えた広域的対応が必要であり、国とともに都が処理する方向で検討する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	水源の管理、取水・導水施設の設置管理については、分割するのが極めて非効率となることが見込まれる。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
△	市部受託浄水場及び市部と共有する浄水場については、区への移管対象にはなじまない。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

事業名		配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務については、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●施設整備や水運用については一定の広域性が必要だが、給水区域毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。</p> <p>●現行の給水区域単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。</p> <p>●地域に密着して配置されている施設であり、都が一体的に処理する必然性はなく、特別区が処理することで支障が生じるおそれはない。</p> <p>○特別区の区域においては、「市町村」を「都」と読み替えることとされているが、水道事業は「市町村以外のもの」も担えることとされていることから、法令上の制約はないと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>●水道管の多くは区道に埋設されていることから、道路管理と一体的に対応することが可能となり、緊急事態への迅速な対応も含め、公共工事関係の事業や経費の効率化が図れるほか、住民生活への影響を低減することができる。</p> <p>●災害時の地域ごとの給水対応や検針時の各世帯の見回りなど、安全・安心の観点からも、地域特性を熟知している区が担う方がよりきめ細やかな対応ができる。</p> <p>●税と利用料を合わせた徴収の一元化など、事業効率を高める運用も可能である。</p> <p>○共同処理の方式、水道料金のあり方、事故発生時の広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		水道局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	(区)	
		保		

検討対象事務評価シート

①

法令に基づく事務

3 公共下水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 公共下水道の設置・管理に関する事務		区									
		都	○	○	○	○	○	○	○	○区部の下水道は、全体を一体として広域的な見地から建設が進められ、幹線やポンプ所、水再生センターなどの基幹施設が集約的に整備・配置されているのみならず、枝線管きよについても各区の区域をまたがって整備されてきた。これらの様々な施設が一体不可分のシステムとして効率的に計画・建設・維持管理されており、処理区ごとに分割すれば効率性が低下するのは明らかである。効率性、広域性、安全性、専門性等いずれの面からも、都が一体的に行なうことが都民区民の利益に適うものである。	都
(1) 住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務	<家庭など～幹線管きよ> ○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理 ・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む ○排水設備に関する事務 ○再生水事業 ○水質規制事務 ○汚水排出量の認定 ○下水道料金の徴収 * 下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定	区								○法令上、特別区の事務とされており、都が実施するのは協議が整うまでの間とされている。 ○地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。	区
		都									
(2) 幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務	<幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理 ○ポンプ所の設置・管理 ○水再生センターの設置・管理 ○再生水供給施設の設置・管理 ○地球温暖化対策 * 下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定	区								○一般的には都道府県事務であり、一定の広域処理が必要であるが、現行の処理区単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。枝線管きよの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。	区
		都									

検討対象事務評価個票

〔都〕

1

大区分 3 中区分 1 小区分

事業名		公共下水道の設置・管理に関する事務		＜ 考え方 ＞
担当局		下水道局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○ 区部の公共下水道は、現在の特別区の行政区域ができる以前から、特別区の区域を一体として建設が進められたものであり、大規模な幹線や処理場などの施設が、地形や市街化の状況などを勘案しながら、集約的に整備・配置されている。</p> <p>○ 下水を自然流下させるため、川や分水嶺等の地勢に応じて10の処理区が設けられており、処理区は各特別区の行政区域を跨いでいる。（例えば豊島区は5処理区、足立区は4処理区に属している。）そのため、処理区ごとに分割した場合、同一区内で料金格差が生ずる可能性が極めて高くなる。</p> <p>○ 合流式下水道の改善や温室効果ガスの削減、施設の老朽化への対応等の施策を進めるには、管きよからポンプ所、水再生センター、汚泥処理まで全体のシステムとして対応することが効果的である。（他の政令市も一体のシステムとして取り組んでおり、分割してやっているわけではない。）</p> <p>○ 汚泥処理や再資源化は処理区を越えて集約化しており、分割して処理すれば効率性を著しく損なう。また、水再生センターを再構築する場合には処理区を超えた対応が必要となるとともに、処理区を越えて幹線のネットワーク化が行われているため、処理区ごとに分割することは困難である。</p> <p>○ 3箇所で造水した再生水を23区に点在する供給区域に供給しており、一体的に対応する必要がある。</p> <p>○ 浸水対策事業は、下水道整備・河川改修・防潮堤整備などの対策を総合的に進めなければ効果が上がらない。このため都が主体的に役割分担し都の施策として一体的に処理することで、効果的に大都市東京の安全性の向上を図ることができる。</p> <p>○ 都が一体的に管理することにより、震災時に、被害の大きい地域への人材・資材の集中投入など必要な緊急対応が可能となる。</p> <p>○ 下水道施設の建設にあたっては必要資金の多くを借入金（企業債）でまかなっており、借入金（企業債）の残高は、平成18年度末で2兆4千億円を超えている。この借入金を各処理区に振り分けることは事実上不可能である。</p> <p>○ 処理区ごとに施設の老朽化や維持管理経費が異なるため、処理区ごとに分割した場合、料金の地域格差につながる。</p>	
	チェック	理由		理由
	○	区部公共下水道は、区部全体で50mm/hに対応する浸水対策、東京湾の水質保全のための合流式下水道の改善・高度処理の推進、汚水処理により発生する温室効果ガスの削減(新技術開発)などの役割を期待されており、広域的な立場から処理する必要がある。		区部公共下水道は既に一体の施設として整備されており、これを分割するには新たな投資が必要であり、効率性を損なう。また、施設の老朽度合や維持管理コストなどが区ごとに異なるので、分割すれば必要な投資額や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながる。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			<p>○ 「移管すべき事務を選定するための基準」で定める7項目の評価は左記のとおりである。</p> <p>○ 以上のことから、都が引き続き公共下水道事業を行うことが都民区民の利益に適うものとする。</p>
	チェック	理由		
	○	区部公共下水道は既に一体の施設として整備されており、これを分割するには新たな投資が必要であり、効率性を損なう。また、施設の老朽度合や維持管理コストなどが区ごとに異なるので、分割すれば必要な投資額や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながる。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
○	下水道事業は土木、機械、電気、水質、建築など多様な職種の総合力により成り立っている。区毎にそれらの職種について専門的な人材の確保・育成することは困難である。また、都は再構築や合流改善などの新技術の開発・導入において、日本の下水道の技術発展をリードしており、分割によりその水準維持が困難になる。			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由			
○	行政区域にこだわらず、地域の高低差などを考慮した施設配置、ポンプ所の広域的遠隔操作、汚泥処理・再資源化の集約処理など広域的に事業展開を行っている。また、施設更新時には汚水系統の変更等の調整が必要となるなど分割して処理することは困難である。			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	浸水対策は、下水道整備、河川改修、防潮堤整備など都の他事業との整合を図りながら進めており、一体として行なう必要がある。また、震災対策や発災後の対応を効率的に行なうには、区部全域を一体として取り組む必要がある。さらに東京湾の水質改善など、首都圏全体で公共用水域の水質保全を果たすには、都の一体的管理が必要である。		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	下水道法第42条により特別区の区域においては都が事業主体となっているが、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとされている。一方、地方自治法附則第15条により、協議において定める日までは従前の例により都が処理することとされている。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
○	下水道施設の建設にあたっては必要資金の多くを借入金（企業債）でまかなっており、借入金（企業債）の残高は、平成18年度末で2兆4千億円を超えている。事業を移管する場合、借入金を各区に振り分けることは事実上不可能。また、3箇所の水再生センターで造水した再生水を、23区に点在する供給地区へ送水しており、一体的運営が不可欠である。			

総合評価		
(都)	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		住民の用に供する下水道（枝線管きよなど）の設置・管理に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○住民の用に供する下水道（枝線管きよなど）の設置・管理に関する事務については、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施すべきものであり、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●法体系上も流域下水道とは区別できる事務であり、都による広域処理を要しない。</p> <p>●特別区が実施しても事業効果や効率に支障が生じるとは考えにくい。</p> <p>●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。</p> <p>●地域に密着して配置されている施設であり、都が一体的に処理する必然性はなく、特別区が処理することで支障は生じるおそれはない。</p> <p>○下水道法上も市町村事務であり、また特別区の手務とされており、都が実施するのは、都と特別区の協議が整うまでの間とされている。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>●枝線管きよの多くは区道に埋設されていることから、道路管理と一体的に対応することが可能となり、緊急事態への迅速な対応も含め、公共工事関係との事業調整により経費の効率化が図れるほか、住民生活への影響を低減することができる。</p> <p>●住宅等の建築時の下水関係と建築関係の手続きが区の窓口で一本化できる等、身近な行政を区が総合的に対応できることで住民の利便性が向上し、また、事務の効率化が図れる。</p> <p>●施設整備や修繕等に関する地元との調整、治水対策、事故発生時の対応、災害時の対応等について、地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応ができる。</p>
担当局		下水道局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	① 区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 3 中区分 1 小区分 (2)

事業名		幹線管きよなど、終末処理場の設置・管理に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○複数団体にまたがる流域下水道は原則都道府県事務であり、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の処理区毎に複数区による共同処理を行うことで、対応可能と考えられることから、判断基準に照らして、都が担うとする特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>●一定の広域処理は必要であるが、処理区毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。</p> <p>●現行の処理区単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。</p> <p>○下水道法上も、都道府県との協議により市町村が担えることから、法令上の制約はないと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>●枝線管きよなどの事務と密接に連携することで、下水道事業の総合性や地域の実情に応じたきめ細かな対応が可能となる。</p> <p>●区の既存の事業との連携等による総合的、効率的な対応が可能となる。</p> <p>○共同処理の方式、下水道料金のあり方、事故発生時の処理区をまたぐ広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		下水道局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	① 区	保